

# 園和小学校 いじめ防止基本方針

尼崎市立園和小学校  
(令和4年4月改定)

## 1 (目的)

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下、「いじめ防止等」という。）のための対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参照し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 (基本理念)

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、被害児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 3 (定義)

この方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4 (理解)

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

## 5 (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

## 6 (学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、地域住民、福祉・行政機関やその他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、

在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 7 (学校におけるいじめの防止)

学校では、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた、道徳教育の充実を図る。

### (1) 道徳教育の年間指導計画の作成

- ①全ての教科において、横断的な年間計画を作成し取り組んでいく。
- ②各学年の発達に応じた道徳目標を設定し取り組んでいく。
- ③各学年の発達に応じた系統的な計画を作成し取り組んでいく。

### (2) 保護者、地域住民、その他の関係者との連携についての取組

- ①健全育成協議会の取組。
- ②オープンスクールの実施。
- ③地域における関係会議での情報交換と連携。
- ④地域協議会との情報交換と連携。

### (3) 児童の自主的活動への支援

- ①児童会活動の推進・支援。
- ②異学年交流活動等の推進・支援。
- ③行事（体育大会・文化行事・校外学習・修学旅行等）への取組の推進・支援。

### (4) 啓発活動

- ①教育講演会の開催。
- ②ホームページ・学校便り・学年便り等を活用した取組。

## 8 (いじめの早期発見のための措置)

学校は、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を積極的に講ずる。

- (1) 生活アンケート等を活用した実態の把握。
- (2) 教職員や地域による朝のあいさつ・見守り運動での児童観察
- (3) 学年や学校による複数の教員での児童観察。
- (4) 家庭訪問等での保護者との情報交換。
- (5) スクールカウンセラー（S C）によるカウンセリング。

## 9 (相談体制の整備)

学校は、児童及びその保護者並びに地域の方からのいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- (1) 定期懇談会の実施。
- (2) 定期的な教育相談の実施。
- (3) P T Aとの情報交換の実施。

学校は、相談体制を整備するにあたっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

## 10 (教職員の資質の向上)

学校は、教職員に対し、いじめの防止のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

- (1) 定期的な職員研修を行う。
- (2) スクールカウンセラー（S C）を講師とした研修を行う。

## 11 (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

学校は、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

- (1) 道徳の学習における取組。
- (2) 警察等関係機関との連携。
- (3) 朝会などによる児童への啓蒙。

## 12 (いじめ防止等のための組織)

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。

- (1) 園和小学校いじめ対応委員会の設置。

基本構成員は、校長・教頭・当該学年教員、生徒指導主任・各学年生徒指導部の教員・養護教諭とする。必要に応じて、各学年主任・スクールカウンセラー（S C）・スクールソーシャルワーカー（S S W）・家庭児童相談員・保健士等を加える。

## 13 (いじめに対する措置)

学校の教職員は、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

学校は、児童や保護者・地域等から通報を受けたとき、その他在籍している児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめに関する行為の停止及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童又はその保護者に対する支援及び加害児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

## 14 (重大事態への対処)

学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、調査を行った際、当該調査に係る被害児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

学校は、調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を、教育委員会から得る。

## 15 (いじめの解消)

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害の児童の経過を追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ対応委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

以上